

○防衛省告示第七十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が令和三年七月十四日次のとおり決定された。

令和三年七月十六日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七〇	釧路駐屯地	釧路町	国有	土地…約一、四〇〇平方メートル 令和三年四月十五日
四一五二	呉第六突堤	呉市	国有	土地…約二、八〇〇平方メートル

国有
建物…約七七〇平方メートル
国有
工作物…困障等

令和三年六月十四日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇一〇 辺野古弾薬庫 名護市 公有 土地…約七五、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約三、六〇〇平方メートル

沖縄防衛局がゲート施設の整備を行うため共同使用する。

使用期間…建設工事完了の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

六〇二九 キャンプ・コート うるま市 国有 建物・約一五〇平方メートル

二一 国有 工作物・門等

保安施設として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
- 2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- 3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒

4 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和三年七月十八日から同月三十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。